

情報公開手続及び個人情報保護手続等に関する規程

平成14年 9月19日

規程(総)第 1号

改正 平成17年 3月24日 規程(総)第 7号

平成30年 1月29日 規程(総)第 6号

令和 4年 3月28日 規程(総)第18号

令和 7年 3月12日 規程(総)第10号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。)に基づく、沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」という。)における情報公開に関する事務手続(以下「情報公開手続」という。)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)に基づく、公庫における保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求事務手続(以下「個人情報保護手続」という。)、公庫が保有する個人情報を加工して得られる行政機関等匿名加工情報(個人情報保護法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報をいう。)の提供に係る事務手続(以下「行政機関等匿名加工情報提供事務」という。)及びその他情報提供に係る事務手続(以下「情報提供事務」という。)に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 公庫における情報公開手続、個人情報保護手続、行政機関等匿名加工情報提供事務及び情報提供事務については、法令の定めによるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2章 情報公開手続及び個人情報保護手続

(情報公開手続及び個人情報保護手続に関する統括課)

第3条 公庫における情報公開手続及び個人情報保護手続に関する事項の統括課を総務部総務課とする。

2 統括課は、情報公開手続及び個人情報保護手続に関する事項の企画・立案及び情報公開に関する総合調整を行う。

(情報公開・個人情報保護窓口の設置)

第4条 本店、東京本部及び支店に、情報公開に関する事務を取扱う窓口、個人情報保護手続に関する窓口及び個人情報の取扱いに関する相談窓口(以下「情報公開・個人情報保護窓口」という。)を開設する。

2 情報公開・個人情報保護窓口においては、請求者の求める法人文書の特定に資するよう、情報の提供に努めるものとする。

(情報公開手続及び個人情報保護手続に係る審査等)

第5条 情報公開手続及び個人情報保護手続に係る審査は、請求者の求める法人文書の所管部署(以下「所管部署」という。)及び統括課が協力し、実施する。

2 情報公開手続における情報公開法第9条各項に規定する決定並びに個人情報保護手続における個人情報保護法第82条、第93条及び第101条各項に規定する決定(以下「開示等の決定」という。)は、所管部署と協議のうえ統括課が行う。

3 統括課は、開示等の決定を行う際の審査基準を策定し、これを公表することとする。

(開示の実施方法)

第6条 情報公開法第15条第1項及び個人情報保護法第87条第1項の規定に基づく公庫が定める電磁的記録についての開示の方法その他の開示の方法については、別に定める情報公開法・個人情報保護法に係る開示の実施方法及び手数料に関する細則のとおりとする。

(手数料の徴収)

第7条 情報公開手続に係る開示請求の受付及び開示の実施にあたっては、それぞれ開示請求に係る手数料及び開示の実施に係る手数料を徴収するものとする。

- 2 個人情報保護手続に係る開示請求の受付にあたっては、開示請求に係る手数料を徴収するものとする。
- 3 前項に定める手数料徴収に係る領収書については、計算規程別表第1(表)38の様式を使用するものとする。
- 4 総務部長及び庶務部長は情報公開手数料に係る事務を行わせるため収納職を任命することができる。
- 5 手数料の徴収方法及び手数料の額については、別に定める情報公開法・個人情報保護法に係る開示の実施方法及び手数料に関する細則によるものとする。

(法人文書管理)

第8条 公庫における法人文書の管理については、文書取扱規程及び個人情報等の管理に関する規程の定めによるものとする。

第3章 行政機関等匿名加工情報提供事務

(行政機関等匿名加工情報提供事務に関する統括課)

第9条 公庫における行政機関等匿名加工情報提供事務に関する事項の統括課を総務部総務課とする。

- 2 統括課は、行政機関等匿名加工情報提供事務に関する事項の企画・立案及び総合調整を行う。

(提案の募集)

第10条 統括課は、毎年度1回以上、30日以上を定めて、ホームページにおいて行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案を募集するものとする。

(行政機関等匿名加工情報提供事務窓口の設置)

第11条 本店及び東京本部に、行政機関等匿名加工情報提供事務に関する窓口（以下「行政機関等匿名加工情報提供事務窓口」という。）を開設する。

- 2 行政機関等匿名加工情報提供事務窓口は、本店においては庶務部庶務課が担当し、東京本部においては総務部総務課が担当する。
- 3 行政機関等匿名加工情報提供事務窓口においては、行政機関等匿名加工情報提供事務のうち、提案書の受付、手数料の受入、契約の締結、行政機関等匿名加工情報の提供の実施及び提案に資する情報提供に関する事務を行う。

(行政機関等匿名加工情報提供に関する審査会の設置)

第12条 提案の審査を行うため、行政機関等匿名加工情報提供に関する審査会を設置する。

- 2 行政機関等匿名加工情報提供に関する審査会のメンバーは、総務部総務課長を議長とし、庶務部庶務課長、業務統括部コンプライアンス総括室長、情報システム統括室参事役とする。事務局は総務部総務課とする。

(行政機関等匿名加工情報の作成)

第13条 情報システム統括室は、個人情報保護法及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）の規定に基づき行政機関等匿名加工情報を作成する。

(手数料の徴収)

第14条 行政機関等匿名加工情報提供事務に係る手数料の徴収は、行政機関等匿名加工情報提供事務窓口が行う。

- 2 前項に定める手数料徴収に係る領収書については、計算規程別表第1(表)38の様式を使用するものとする。
- 3 総務部長及び庶務部長は手数料に係る事務を行わせるため収納職を任命することができる。
- 4 手数料の額及び手数料の徴収方法等については、別に定める行政機関等匿名加工情報の提供に係る手数料等に関する細則によるものとする。

第4章 情報提供事務

(情報提供)

第15条 情報公開法第22条第1項の規定に基づき、公庫の諸活動について国民への説明責任を全うするため、組織、業務及び財務の状況の基礎的な情報について、本店、支店及び東京本部の窓口並びにホームページで提供するものとする。

- 2 前項の規定によるもののほか、公庫の諸活動についての国民の理解を深めるため、その保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。
- 3 前2項に規定する情報提供に係る事務の統括課を総務部総務課とする。

附 則

この規程は、平成14年10月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成30年1月29日から実施する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、令和7年3月12日から実施する。